

減税対象には年内入居が条件(残り3ヶ月)  
～住宅ローン減税・10年間で最大500万円の控除～  
**特別イベント「住宅ローン減税なるほど相談会」開催!**

株式会社アイフルホームテクノロジー

(株)21世紀住宅研究所傘下で、日本の住宅業界にFC制度を導入し、FC加盟店網を全国に展開している株式会社アイフルホームテクノロジー(住所:東京都墨田区両国 2-10-14 / TEL03(5624)1500 / 代表取締役社長:福本進)では、2004年6月12日(土)、13日(日)、14日(月)の3日間、特別イベント「住宅ローン減税なるほど相談会」を全国(北海道・沖縄を除く)のアイフルホーム加盟店で開催します。

**特別イベント「住宅ローン減税なるほど相談会」について**

低金利が上昇傾向にあり、住宅ローン減税を最大限に活用するためのリミットが迫る中、住宅購入の絶好のチャンスを上手に活かしたマイホームづくりの情報提供を目的として、特別イベント「住宅ローン減税なるほど相談会」を開催します。

住宅ローン減税は、国が内需を拡大させて景気回復させる目的で、マイホームを手に入れる人のために住宅金融公庫や金融機関から借りた住宅ローンの年末残高の1%を、10年間にわたって所得税から軽減するという特例措置ですが、今後、毎年控除額が縮小されることが決まっていますので、住宅ローン減税が最大額である今年中の入居が、チャンスを上手に活かしたマイホームづくりの条件となってきます。したがって、年内の入居予定から工期を逆算すると、8月契約・9月着工のスケジュールが最大限に減税対象となるリミットとなります。

「住宅ローン減税なるほど相談会」では、住宅ローン減税の詳しい説明だけでなく、ご来場者毎に住宅ローン減税による控除額をシミュレーション致します。また、住宅ローン減税に関するリーフレットを差し上げます。(数に限りがあるため、品切れとなる場合があります。)

## 実施概要

- 【フェア名】 特別イベント『住宅ローン減税なるほど相談会』
- 【実施日程】 2004年6月12日(土)、13日(日)、14日(月)
- 【実施店】 全国のアイフルホーム加盟店(北海道・沖縄を除く)
- 【来場特典】 住宅ローン減税に関するリーフレットを差し上げます。  
( 数に限りがあるため、品切れとなる場合があります。)

添付の写真は、「the EYES」のモデルプラン「凜 45坪」のイメージ外観CG、及び住宅ローン減税に関するリーフレットの写真になります。

この件に関するお問い合わせは下記までお願いします。

(株)アイフルホームテクノロジー マーケティング部 山口まで

電話：03(5624)1533